

広島県教育委員会教育長告示第十四号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定によって、次のとおり指定技能教育施設の名称の変更の届出があった。

平成二十年六月十六日

広島県教育委員会

教育長 榎田好一

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

- 1 名称 菊野学園ファッション教育専門学校
- 2 所在地 広島市佐伯区八幡一丁目一四―三

二 変更内容

名 称 の 変 更 前	名 称 の 変 更 後
菊野学園ファッション教育専門学校	専門学校きくのファッションデザインカレッジ

三 変更年月日

平成二十年四月一日